

# 国民年金保険料を納付できないときは免除のご相談を!!

## 【手続きに必要なもの】

- ◆年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)
- ◆印かん
- ◆失業などを理由にする場合は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」
- ◆学生納付特例の申請については在学証明書または学生証の写し

経済的な理由で納付が困難な方などのために免除または猶予される制度があります。承認された期間は、年金受け取りのために必要な期間に入れることができますのでご相談ください。

経済的な理由などで納付が困難な方は…

### ⇒免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定以下または失業などで保険料の納付が困難な場合、申請が認められれば保険料の全額または一部が免除されます。

所得が少ない30歳未満の方は…

### ⇒若年者納付猶予制度

30歳未満で本人・配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請により保険料を後払いにできます。

### 《免除または猶予となる期間》

免除または猶予の期間は7月から翌年の6月までです。申請が遅れても申請期間内であればさかのぼって認められます。原則として毎年申請が必要ですが全額免除、若年者納付猶予については申請時に「継続申請」を希望すると、翌年からは申請手続きが不要になります。

- ▶平成23年7月～平成24年6月分は、平成24年7月31日が受付締切です。
- ▶平成24年7月～平成25年6月分は、平成24年7月から受付開始します。

学生で所得が少ない方は…

### ⇒学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の場合、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。特例期間は4月から翌年の3月までです。毎年申請が必要です。

## 《納付、免除等、未納の違い》

	納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	若年者納付猶予 学生納付特例	未納
平成24年度納付額 (月額)	14,980円	11,240円	7,490円	3,750円	-	-	-
受給資格期間に 算入されるか?	されます	されます	されます	されます	されます	されます	されません
		一部納付が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)になりますのでご注意ください。					

【問合先】市役所市民生活課市民年金係 ☎②3187 / 岩見沢年金事務所 ☎0126-22-5804

建物の建築や解体には  
手続きが必要です!!

建物を建てたり、増改築などをする場合や解体する場合は、建築基準法および建設リサイクル法に基づき、諸手続きが必要になります。

### ◆建築する場合の確認申請等手続き

- ①通常10㎡以上の増築などは必要です。
- ②準防火地域では10㎡以下でも必要です。

※確認申請は規模により所定の手数料が掛かります。

### ◆解体する場合の除却届等届け出

- ①10㎡以上の建物の解体は除却届けが必要です。
- ②80㎡以上の建物の解体は建設リサイクル法に関する届け出が必要で

※規模や用途により、提出先は北海道知事になります。受け付けはすべて市役所になります。詳しくは市ホームページをご覧ください。か、建築係までお問い合わせください。

【問合先】建設課建築係 ☎②399